

# 製材(枠組壁工法構造用製材を除く。)の格付の表示の様式及び表示の方法

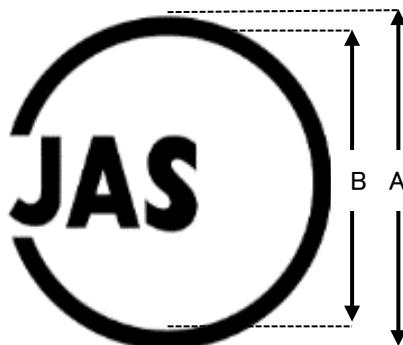
## 1 適用範囲

この表示の様式及び表示の方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第1項及び同法第30条第1項の規定による認証を受けた取扱業者及び外国取扱業者が行う製材(枠組壁工法構造用製材を除く。)の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。

## 2 格付の表示の様式

### 2.1 造作用製材、下地用製材及び広葉樹製材

格付の表示の様式は図1とし、次のa)～e)のとおりとする。



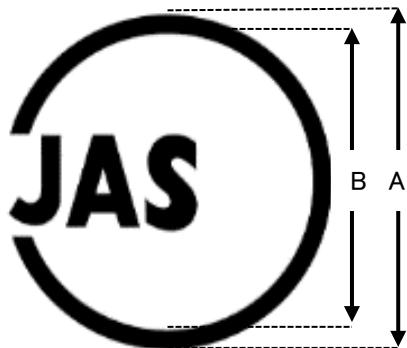
認 証 機 関 名  
等 級  
性 能 区 分  
薬 剤 名

図1—造作用製材、下地用製材及び広葉樹製材の格付の表示の様式

- a) Aは25mm以上とし、BはAの9/10としなければならない。
- b) JASの文字の高さは、Aの3/10としなければならない。
- c) 文字の高さは、Aの2/5以上としなければならない。
- d) 認証機関名は、略称を記載してもよい。
- e) 等級、性能区分及び薬剤名は、JAS 1083-1に規定する表示の方法により記載しなければならない。

### 2.2 目視等級区分構造用製材

格付の表示の様式は図2とし、次のa)～f)のとおりとする。



認 証 機 関 名

構 造 用 種 類

等 級

性 能 区 分

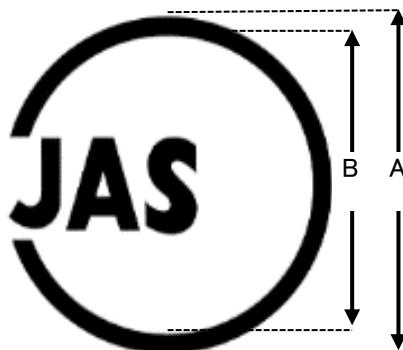
薬 劑 名

図2－目視等級区分構造用製材の格付の表示の様式

- a) A は 25 mm 以上とし、B は A の 9/10 としなければならない。
- b) JAS の文字の高さは、A の 3/10 としなければならない。
- c) 構造材の種類の文字及び等級の記号の高さは、A の 2/5 以上としなければならない。
- d) その他の文字の高さは、A の 1/5 以上としなければならない。
- e) 認証機関名は、略称を記載してもよい。
- f) 構造材の種類、等級、性能区分及び薬剣名は、**JAS 1083-1** に規定する表示の方法により記載しなければならない。

### 2.3 機械等級区分構造用製材

格付の表示の様式は図3 とし、次の a)~f)のとおりとする。



認 証 機 関 名  
等 級  
性 能 区 分  
薬 劑 名

図3－機械等級区分構造用製材の格付の表示の様式

- a) A は 25 mm 以上とし、B は A の 9/10 としなければならない。
- b) JAS の文字の高さは、A の 3/10 としなければならない。
- c) 等級の文字の高さは、A の 2/5 以上としなければならない。
- d) その他の文字の高さは、A の 1/5 以上としなければならない。
- e) 認証機関名は、略称を記載してもよい。
- f) 等級、性能区分及び薬剣名は、**JAS 1083-1** に規定する表示の方法により記載しなければならない。

### 3 格付の表示の方法

各本、各枚又は各束に、寸法、樹種及び製造業者又は販売業者を表すべき用語の表示がある材面に付さなければならない。なお、表示を付した材面に加えて、他の材面等に同様の表示を付してもよい。



#### 制定等の履歴

制定：昭和 49 年 12 月 2 日農林省告示第 1148 号  
一部改正：平成 3 年 8 月 9 日農林水産省告示第 1010 号  
一部改正：平成 12 年 6 月 9 日農林水産省告示第 822 号  
一部改正：平成 17 年 12 月 27 日農林水産省告示第 1999 号  
一部改正：平成 30 年 3 月 29 日農林水産省告示第 686 号  
一部改正：令和 元年 8 月 15 日農林水産省告示第 667 号  
最終改正：令和 7 年 1 月 31 日農林水産省告示第 196 号

#### 制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和 7 年 1 月 31 日農林水産省告示第 196 号  
令和 7 年 3 月 2 日から施行する。